



ともに生きる地域をめざして ～外国人のすまいと生活を支えて～

特定非営利活動法人かながわ外国人すまいサポートセンター 理事長 裊 安

発足とその経緯

「かながわ外国人すまいサポートセンター」(すまセン)は、2001年3月に発足し、それ以来多くの外国人に向けて、すまいと生活のサポートを行ってきました。1998年に神奈川県は、外国籍県民に関する施策や外国籍住民の視点を生かした地域づくりを協議し、知事に報告、提言するために14の国と地域の委員20人からなる「外国籍県民かながわ会議」を設置しました。さまざまな背景を持つ互いに立場が異なる外国人たちが議論する中、ある委員から「外国人だという理由で家やアパートを借りることができない」との発言がなされ、これは神奈川県が受け止め解決すべき課題とし、県知事への提言に盛り込まれ提出され、神奈川県外国人居住支援ネットワーク(下図)が構築される運びとなりました。まさしくこのときが、すまセンを立ち上げるきっかけとなったと思われます。

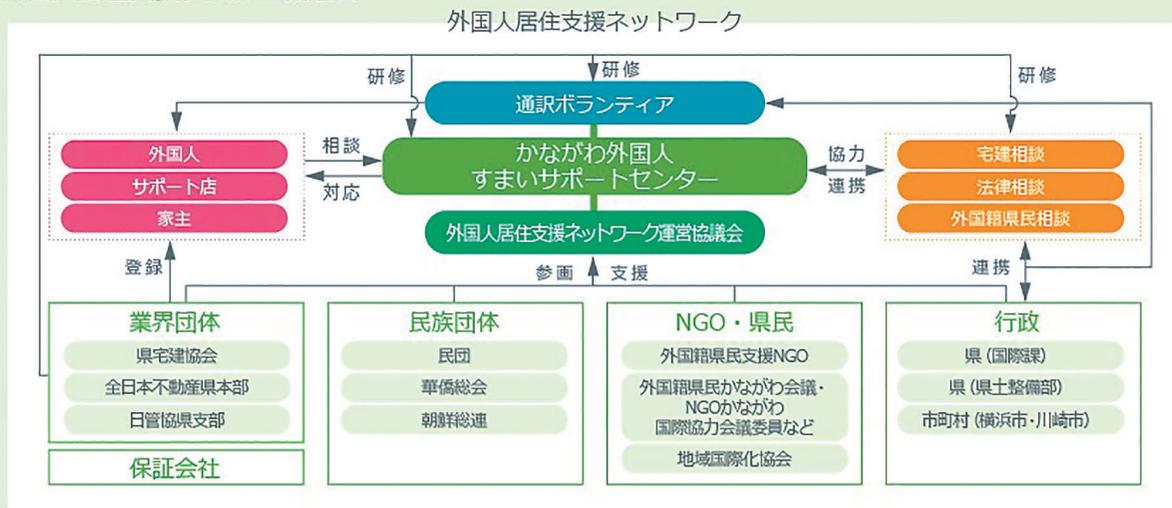
すまセンの活動

当団体の活動は、先述の通り家探しとトラブル解消のアドバイスをすることが主たる業務です。神奈川県国際課に外国人の部屋探しに理解を示す不動産店を協力不動産店・すまいサポート店として登録し、その情報をリスト化したものをすまセンが譲りうけています。ここには各会社の所在地、得意とするエリア、外国語話者の有無などが記載されており、相談に来た人たちにこのリストの中から本人たちの条件に合う不動産会社の情報を提供することにしています。

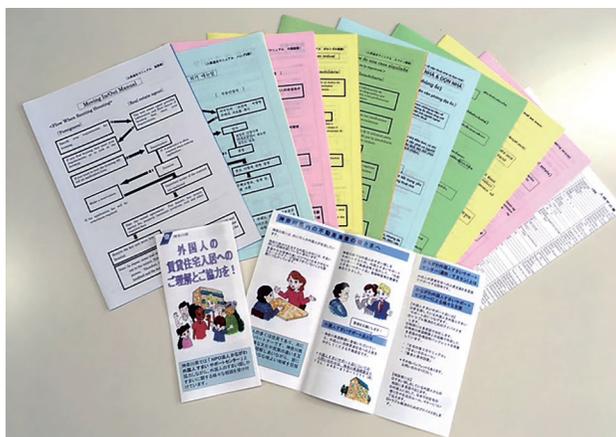
また、住まいを探し始めてから入居するまでのプロセス、部屋を借りるときに使う言葉、転居するとき、生活のルールとマナー、住宅の種類、入居から退去までなどの多言語マニュアルを作成し配布しています。

日本語が話せても不動産の貸し借りの話になるとうまく言いたいことを伝えられない、聞き取れないなどの困

外国人居住支援システム概念図



神奈川県 外国人居住支援ネットワーク



神奈川県国際課からの委託事業により作成した多言語マニュアルの一例

難を抱える人たちもおり、スタッフが直接電話で空部屋の有無、募集図面（間取り図）の取り寄せ、待ち合わせの場所と時間などを確認し、場合によっては通訳、現場同行することもあります。

公営住宅の申し込みと当落の確認、当選した場合の説明会の同行なども重要な業務の一部です。



公営住宅の申込書記入サポートの様子

また、借主、不動産店、保証会社からもトラブルに関する相談が寄せられます。借主の場合は原状回復や騒音、ご近所トラブルなどが多く、原状回復に関しては本人と不動産店・オーナーの両方から話を聞き、写真の確認、現場に出向くこともあります。どのような場合にも私たちだけで判断せず、不動産業界団体役員、司法関係者との連携の下、適切な関係機関につなげます。母国の習慣に起因する騒音トラブルもあり、文化的背景に理解を得られない場合、話合いに窮することも多々あります。

すまセンへの相談はこれにとどまりません。家賃の滞納、不当退去、失業、雇止めなどによる社宅からの退去、賃金未払い、年金手続き、労働基準監督署への同行、いじめ、債務整理、DV、女性の自立のための支援、住

宅売買、難民の支援など複合的で深刻な事情を抱える人たちも対象です。このような場合、不動産店、役所や年金事務所、労働基準監督署、児童相談所、司法関係者、他のNPO団体などに連絡を取り、場合によっては同行するなどの支援を行ってきました。

コロナ禍には住居確保給付金、緊急小口資金、生活福祉資金などを申し込みたいと言う人たちで溢れ、すまセン全スタッフが書類記入できるようレクチャーしたほどでした。2019年の総件数は1,600件、その後上昇傾向が続き2022年度の相談件数は3,000件近くに上りました。



すまセンへの相談件数の推移（2018年～2022年）

これからも困難を抱えた人たちが今まで以上に私たちを訪ねて来ると思います。その度、私たちは丁寧に話を聞き、どのような問題解決がその人にふさわしいのかを共に考えながら答えを見つけ出して行きたいと思います。

共に生きる多文化共生はどこか遠くにあるのではなく、それぞれの人たちの生活の中で幸せの中にあるのだと思います。私たちはただその手助けをしているだけなのだと思います。



2022年度神奈川県居住支援協会受託事業「外国籍住民の居住・生活支援講座“外国人のすまいと生活～多言語支援の現場から～”」の様子



特定非営利活動法人
かながわ外国人
すまいサポートセンター

